

実施制限期間短縮願

年 月 日

(あて先) 富士市長

〒

フリガナ
住 所

届出者

フリガナ
氏 名

大気汚染防止法 第 10 条第 2 項
第 17 条の 13 第 1 項
第 18 条の 13 第 1 項
ダイオキシン類対策特別措置法 第 17 条第 2 項
静岡県生活環境の保全等に関する条例 第 17 条第 2 項

の規定により、実施制限期間を下記のとおり短縮願います。

記

届出の内容

受理年月日 年 月 日

法定実施制限期間 日

実施予定年月日 年 月 日

短縮期間 日

理由

以上

実施制限期間短縮願（記載例）

令和10年 4月 3日

（あて先）富士市長

〒416-0937

フリガナ
住所

フジシマエダ
富士市前田999

届出者

アシタカカテイシカブシキガイシャ
愛鷹家庭紙株式会社

フリガナ
氏名

ダイヒョウトリシマリヤクシーイーオー
代表取締役 CEO 田子浦 花子

大気汚染防止法 第10条第2項
~~第17条の13第1項~~
~~第18条の13第1項~~
~~ダイオキシン類対策特別措置法 第17条第2項~~
~~静岡県生活環境の保全等に関する条例 第17条第2項~~

の規定により、実施制限期間を下記のとおり短縮願います。

記

届出の内容

1.ボイラー（第7号新蒸気ボイラー） 設置届

受理年月日

年

月

日

←空欄で持参ください

法定実施制限期間

60日

実施予定年月日

令和10年

5月

3日

短縮期間

30日

←短縮日数は記入前にご相談ください（内容に応じて一定の審査期間を確保する必要があります）。

理由

現在、抄紙用途で使用しているボイラー（第7号蒸気ボイラー）が、定期検査の結果、圧力容器部の経年劣化（金属疲労）により強度が低下していることが判明した。直ちに破裂等の事故に繋がる可能性は低いものと考えられるが、運転員の安全確保、新ボイラーの環境性能向上（ボイラー熱効率90%→100%）を考慮し、できる限り早期の更新としたいため。

以上